

15 日知理第 23 号

2015 年 5 月 20 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 竹本 一志

「知的財産推進計画 2015」の策定に向けた意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、貴事務局により去る 4 月 30 日より開始されました掲題「知的財産推進計画 2015」策定に向けた意見募集に関して、当協会が課題として認識している事項を含めて、下記のとおり日本知的財産協会からの意見を申し述べます。

つきましては、知的財産推進計画 2015 の策定に当協会意見をご配慮頂きたい、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

[目 次]

I. 4 月 28 日開催の検証・評価・企画委員会（第 12 回:産業財産分野）内容について

1. 上記会合議事タスクフォース関係資料 1 「1. 地方における知財活用の推進」について
2. 同会合議事タスクフォース関係資料 2 「2. 知財紛争処理システムの活性化」について
3. 同会合議事「その他の重要検討事項」について
 - 1) 特許審査体制の整備・強化について
 - (1) 特許審査体制の整備・強化
 - (2) ASEAN 地区等への知的財産制度、体制に関する支援について
 - (3) 知財システムの国際化への対応強化について
 - 2) 国際標準化・認証への取組み強化について
 - 3) 「日本版バイドール制度の運用等の見直し」について
 - 4) 模倣品・海賊版対策について（検証・評価・企画委員会第 11 回、第 12 回共通議題）

II. 4 月 27 日開催の検証・評価・企画委員会（第 11 回:コンテンツ分野）内容について

- 1) 「アーカイブの利活用」について
- 2) 「コンテンツの海外展開」について
- 3) デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

Ⅲ. その他、当協会が課題として認識している事項について

- (1) 職務発明制度の改訂推進について
- (2) 営業秘密保護強化推進について
- (3) 地方における中小・中堅企業の活性化策について
- (4) 諸外国との経済連携交渉に関して
- (5) 知財人材の育成について

[意見本文]

I. 4月28日開催の検証・評価・企画委員会（第12回:産業財産分野）内容について

1.タスクフォース関係資料1「1. 地方における知財活用の推進」について

「地方における知財活用促進」の表題に対して、タスクフォースにおいて展開されている論点は、①中小企業による大企業の知財活用促進、②中小企業による大学の知財活用促進、および③中小企業自身の知財戦略強化です。表題と論点との整合性に若干の相違を感じますが、中小企業の事業展開強化の一環として知財活用支援する施策と捉えると、概ね賛成です。単に、大企業や大学の死蔵特許等の知財権移転を目的とした施策ではなく、事業強化につながる技術移転を念頭に置いた施策の議論を希望します。

第一に、中小企業、すなわちニーズ側からの施策プランニングが重要です。中小企業が欲しているものは、知財権のみではなく、技術（知財権＋ノウハウ＋人材）および資金等の幅広い支援です。川崎での成功事例は、技術の目利きができるプロデューサーの存在と、資金援助がマッチしたことが大きいと思われます。過去の特許流通事業等とは異なった、知財ビジネスマッチングにおける技術の橋渡しおよび分厚い支援体制を構築すべきです。

第二に、大企業側へのインセンティブも重要です。大企業は、知財の移転促進には概ね賛成です。しかし、技術の移転には、人的および資金面での持ち出しが求められることになり、一企業での協力には限界があります。タスクフォースの議論の整理の中で、1.(2)①において大企業へのインセンティブについてのべられていますが、協力する大企業へのインセンティブ強化を念頭に議論を深めて頂きたいと考えます。

第三に、中小企業のニーズを大企業等の技術（知財権を含む）に結びつける仕組みの構築が重要です。知財ビジネスマッチングにおけるプロデューサーの重要性や育成の必要性については論を待ちませんが、将来的に継続した技術移転を促進するためには、個々の人材の能力のみに頼らないシステムチックな仕組みを構築する必要があると考えます。

以上の3点について、議論を深めて頂くことを希望します。

2.タスクフォース関係資料2「2. 知財紛争処理システムの活性化」について

上記資料2には知財紛争処理システムの活性化に関し制度を安定で適正なものにするという観点で7項目に渡ってタスクフォースで議論され、各方向性がそれぞれ「今後の方向性」という欄に示されていますが、当協会もこの方向性について概ね賛同いたします。

なお、日本での知財訴訟を増やすべしという意見が最近、メディアや書籍で見受けられますが、いたずらに不要で不適切な知財訴訟を増やすことは産業の発展を阻害するものであり、当協会は全く賛同できません。ここに表明しておきます。

システム活性化の検討の目的は、日本で知財訴訟を増やすということではなく、国内産業発展を阻害せずに、国内産業の活性化を図り、且つ、日本の知財法曹人の知財司法能力を高めることで、大企業から中小企業に至る国内全企業が内外で行うビジネスにおいて知財を適切に活用でき、且つ、知財で不当な不利益を被らないようにするには如何にあるべきかという観点で検討されるべきと考えます。

係争を増やすとしても米国で多発しているPAEやNPEなどによる言いがかり的な訴訟は必ずしも産業を発展させませんし、逆に産業発展に重要な発明等の技術知財のただ乗りも許せるものではありません。また、不必要に中小企業を煽り、本来的でないような権利行使を日本において多発させることも産業には悪影響となるものと考えます。一方で中国における知財訴訟の激増などは日本企業側の知財法曹界には驚異であり、日本の知財司法関係者の能力向上も喫緊の課題で当協会も望むところです。タスクフォースでの検討はこれらが考慮されておりますので、現時点の方向性については賛同するものであります。

ちなみに、それぞれの項目の要点は次のとおりと理解しますが、いずれも結論は出ておらず、今後ともに検討継続という方向であると考えています。個々の項目、条文改正については、それぞれ当協会も意見等を有するところもあり、別途継続検討の際に意見交換させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

- ①証拠収集手続きについては、製造方法等の証拠収集手続きの検討。
- ②権利安定性については、特許法104条の3の若干手直しを含めての検討。
- ③損害賠償額については、グローバルな動向を視野に入れてビジネス実態を踏まえ検討。
- ④差止請求については、標準特許等一部を除いて原則制限なしという方向で検討。
- ⑤中小支援で中小企業も訴訟しやすくする意味で人的リソース・経費の必要施策を検討。
- ⑥情報公開・海外発信については、情報公開内容の見直し検討。
- ⑦地方の知財司法アクセスについては、TV会議等、ITを活用する方向で検討。

また、先に前提として記載した「日本の知財法曹人の知財司法能力を高めること」に関しては、様々な方策及び、国として各省庁がなすべきことは多数あるかと考えます。4月20日に開催の日本弁護士会主催の「知的財産高等裁判所創立10周年記念シンポジウム」で、

海外の複数の国の判事と弁護士を特許庁と弁護士会の共催で招き一つの知財係争に関して各々モック裁判を行い、また、判事や弁護士同士がパネルで意見交換を行いました。同シンポジウムには多数の知財関係者が聴講しており、日本の裁判の判断との対比ができる等、日本の知財法曹界の方も大きな収穫があったのではないかと考えます。従ってこうした回を重ねたり、あるいは、日本の裁判官や、知財弁護士に対してより一層多くの海外研修や意見交換を国の仕組みとして実践させたり、国の費用補助等の支援で知財の海外係争に日本の法曹人材、すなわち、判事や弁護士を多数、送り込んで実務を実践経験させたりすることで、知財司法能力を高めることが出来るものと思料いたします。

3. 同会合議事「その他の重要検討事項」について

1) 特許審査体制の整備・強化について

(1) 特許審査体制の整備・強化について

当協会は同会合資料3に記載されたような「審査の更なる迅速化及び海外でも通用する質の高い審査を実現するための特許審査体制の整備・強化」に記載の項目に対して賛同し協力を惜しまないところであります。

但し、企業の観点ではビジネスのグローバル化からくる権利化手続きに対応する人的負担、費用負担は激増しております。このために会員企業は国内出願件数を減らして権利確保する国を増やしたり、国内出願の件数は維持するもののビジネス面で影響の大きい特定の国にのみ件数を集中させたりしています。これにより幾つかの弊害も生じます。権利確保しなかった国での模倣品問題の多発、先進国知財の特許公報などの特許文献の研究による権利確保しなかった国への技術流失を止められないという結果にも繋がっています。これほど費用が必要となる一つの大きな理由は、同じ発明であっても各国において別々の書類による手続き、別々の審査が行われ、それに関与する各国の弁護士、弁理士がそれぞれその審査に対応して別々の書類を作成して経費が必要となることにあります。係る人的、費用的負担を低減するためには、国内の審査迅速化、高品質審査化に留まらず制度先進の各国間での手続き統一や他国審査の尊重というようなグローバルな審査官同士の信頼感の醸成を行うような仕組みも重要と考えます。

こうした観点も念頭に施策として積極的に国際的にも打って頂きたいと考えます。

同資料3の中には、その一貫として審査ハイウェイ拡大の施策、米国との審査連携強化の施策を盛り込んでいただいております、歓迎すべきことと受け止めております。各国特許庁での運用面での改善等を含め、実効性を高めるためにこれを積極的に推し進めていただきたいと思います。また、これを一過性の施策ではなく結果をフィードバックされ展開頂いたり、それに留まることなく更に地域を拡大したりすることで、日・米・欧の審査官による審査が世界的に標準になるようご検討頂きたい。更に、三極審査の在り方の三極間での検討、三極間での審査のレベルの研究や、審査レベルの共通化を三極間で行なうなどの施策の検討も喫緊の重要課題と考えております。

低コストで質の良い特許を多数の国に確保できるように、その他の新たな仕組みの検討や、PCT 制度の工夫などの積極的な検討や実施の推進、更にはアジア・ASEAN 地区の統一特許庁構想の実現推進も引き続き検討をお願いしたいと考えます。

(2) ASEAN 地区等への知的財産制度、体制に関する支援について

特に、ASEAN、中東、インド、トルコ、更には、ブラジル、アフリカ（以下、当該国）については、日本企業のビジネスが活発化しており特許のみならず商標・意匠を含む、知財関係についても審査への一層の支援強化をお願いしたいと考えます。

当該国では、出願数に対し、審査官数が慢性的に不足しており、審査官の育成、増員が求められているのはご存知のことと思料いたします。GCC 特許庁では中国知識産権局が、UAE 特許庁では韓国特許庁が審査をそれぞれ受託する等、中東でのプレゼンスを高めています。より質の高い審査支援が可能な日本特許庁にイニシアティブを取って頂きたいと考えます。特に、ASEAN 地区では審査協力の仕組みである ASPEC が推進され、インドでは国家知財政策制定に向けた取組が進んでいますが、日本特許庁には、引続き次の支援をお願いしたい。

- ・当該国との PPH 締結による日本特許庁の審査結果の活用の推進
- ・当該国のように審査協力を求める国に対する審査官育成を主導し、日本流の審査手法を当該国の審査官に根付かせること（研修、審査手順や品質管理マニュアル作成のための協力）
- ・知財検索データベース構築支援
- ・当該国の審査受託の検討

更に、ご存知の通り、これらの国々では、最初に商標模倣から始まり、意匠模倣、技術模倣という順に模倣の態様が進む傾向にあります。これを考えると、特許の審査間の派遣などの協力を実施計画されていますが、商標・意匠分野も多くの審査間などの派遣協力を実施頂き、各国において適切で迅速な権利付与が可能となるように人的派遣などのご支援頂きたくよろしくをお願いいたします。

(3) 知財システムの国際化への対応強化について

国際化への対応強化の面では、特許庁中心で行われている制度調和の一層の推進をお願いしたい。国際的な制度調和を早急に実現するためには、我が国が提案や調整を行うなど他国への働きかけを積極的に行うとともに、我が国の制度自体についても、調和のために必要な条項の顕在化や改正案を考慮した見直しを進めるべきと考えます。特許制度調和に向けて、これまでの施策・活動および他庁との議論を積極的に推進いただきたい。

具体的には以下の点の推進をお願いしたい。

① 特許権利化手続面での調和について単一性、先行技術の引用、記載要件の統一に向けて、五極特許庁間のワーキンググループ(PHEP)での活動を活性化して推進いただきたい。

② 特許法の実体面での調和について、テゲルンゼー四項目（衝突出願、グレースピリオド、18ヶ月公開、先使用权）の調和に向けた、不断の活動、特に中国・韓国も巻き込んだ

活動をお願いしたい。

③ 審査データベースに係る OPD (one portal dossier) システムの構築に人的パワー、経費投入をして頂き、早期に稼動するようお願いしたい。

2) 「3. 2) 国際標準化・認証への取組み強化について」

企業は、国際標準化・認証それ自体が最終目的ではなく、ビジネス戦略（どこで儲けるか）の中で標準化の活用戦術を設定し推進する必要があることは言うまでもありません。しかし、大企業でも個社の活動のみでは、国際標準化・認証へは十分に対応することは困難です。特に、標準の取得競争で勝っていくためには、国家レベルで官民一体となって取組むことは不可欠であり、総論として賛成です。

一方、標準化をどのように企業活動に取り込むかについては、個々の企業の自立的な取組が不可欠です。この点については、「戦略的標準化への取組み強化」において述べられている、企業内に CSO（最高標準化責任者）を設置することは、意義があると考えます。しかし一方で、標準化の重要性に対する認識は、産業界によりそのレベルが大きく異なります。標準化戦略は重要と認識しているが、何をなすべきかというロードマップが描けていない業界もあり、CSO への情報支援の場を設けることが必要と考えます。

具体的には、先ず、官主導で標準化戦略のベストプラクティス事例を幅広く集めて、各工業団体と議論することから始めて、産業界全体の標準化に対する認識レベルを上げることを支援して頂くことを希望します。その後、具体的なアイテムの抽出を図り、計画を立案し活動を推進することを提案します。

3) 「3. 3) 日本版バイドール制度の運用等の見直しについて」

「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（案）に「ついて」の第2ページに記載のとおり、研究対象の技術領域およびステージ並びに研究参加者や全体戦略等により、プロジェクトごとに知財マネジメントの最適化は異なるものです。したがって、策定されるガイドラインは、柔軟性を損なわないことを念頭に策定されることを希望します。

第一に、ガイドライン案の第10ページ(3)「②フォアグラウンドIPの保有者自身による活用の観点」において、プロジェクト参加者に事業化を行わない参加者（大学等）が含まれる場合、不実施補償等の事業化への障害となる事項については、あらかじめプロジェクト参加者間で取り決めておくことが望ましいとされています。こうした協議の前提として、「参加者自身による事業化への成果の活用は自由」ということが大原則であるということを重ねて強調すべきと考えます。その方が、産業技術力強化法の趣旨と合致した、柔軟性のある運用につながるものと考えます。

第二に、同第12ページ(6)「①相当期間」において、10年を相当期間の目安とする旨の記載があります。また、相当期間を加減して判断することが妥当と記載されています。

しかし、記載されている目安に拘ることなく技術に応じて柔軟に取り決めることを強調した記述になることを希望します。

第三に、同第15ページ(2)「プロジェクト終了後(成果の事業化段階)」において、バックグラウンドIPの保有者の利益を損なわないよう、フォアグラウンドIP以上の配慮が必要であることを明記された点は、評価します。

第四に、プロジェクト参加者間での知財合意書の作成例において、第7条第2項に、プロジェクト参加者が出願による権利化を行わないと判断した国では、出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡することができる旨と記載されています。これは、事業化を想定する国が異なる場合には、譲渡することで一つの権利を有効に使えるようにする趣旨と理解しております。一方、一つの発明に対して国毎に出願人が異なることによる弊害として例えば以下が考えられます。①中間応答時の禁反言、②米国へのIDS対応、③第三者への譲渡困難。権利化後に各参加者へ譲渡されるなら問題は少ないと考えられますが、出願する権利の段階で他の参加者に譲渡するとの記載では、問題になる可能性が残ります。したがって、参加者が出願を希望しない国に対して知財運営委員会が権利化が必要と判断した場合には、当該国への出願・権利化することを原則とし、費用は権利化を希望する他の参加者またはプロジェクトが負担し、権利化後に当該他の参加者に譲渡するなどの考慮が必要と考えます。

4) 模倣品・海賊版対策について(検証・評価・企画委員会第11回、第12回共通議題)

模倣品・海賊版の存在は広く認知される一方で、積極的な対策を講じる企業・団体が一部に限られています。その原因として、模倣品・海賊版の被害額算定や、対策による成果算定が難しく、各企業・団体において割くべきリソースの妥当性・正当性を示し辛いことが挙げられます。ついては、次の様な取組のご配慮をお願いしたいと考えます。

① 模倣品・海賊版の被害額、並び対策の成果に関し、独自の算定方法を持つ企業・団体や、国内外のリスクマネジメント会社等へのヒヤリングを通じ、対象商品や、サービスの特性に応じ、各企業・団体が選択可能な模倣品・海賊版の被害額並びに対策成果の算定手法の開発をお願いしたいと考えます。

② 上記①による被害額・対策成果の算定手法を周知すると共に、各企業・団体に模倣品・海賊版の被害額と対策成果の算定とその公表を推奨頂きたい。多くの企業・団体が拠所とすることが可能な模倣品・海賊版の被害額と対策成果の算定手法が確立し、その被害額や成果が公表されることにより、各企業や、日本全体での被害額や、対策状況がより明確に共有されると共に、各企業・団体において模倣品対策に割くべきリソースの規模が自ずと判断可能となるから、より積極的に模倣品・海賊版対策に取組易い環境を創り出すことが出来ると考えます。

II. 4月27日開催の検証・評価・企画委員会(第11回:コンテンツ分野)内容について

1) 「アーカイブの利活用」について

貴重な文化資産をアーカイブ化して後世まで残すことは、官民を問わず行う意義があることだと考えております。そのような観点から、現在の著作権法で、権利制限規定の対象となっている図書館等以外の施設（業界団体が設立する資料館等）についても、「資料の保存のため必要がある場合」の複製を容易に行えるようにするために、権利制限の対象となる複製主体の拡充（主体の追加、政令で定める手続きの緩和等）を、ご検討いただければ幸いです。

また、孤児著作物の利用に関し、昨年行われた裁定制度の手續見直しの内容は十分評価できるものと考えておりますが、著作権の保護期間の延長に関する議論の状況等も踏まえ、権利者が名乗り出た後に報酬を支払う仕組み等、より幅広い選択が可能となるような制度を、引き続き検討していただくようお願い致します。

2) 「コンテンツの海外展開」について

コンテンツの海外展開を促進する取組みに賛同いたします。また、弊協会としては、コンテンツの制作・確保とともに、海外展開に向けたコンテンツ配信プラットフォームの構築を支援することも重要であると考えておりますので、引き続き検討していただくようお願い致します。

3) デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

弊協会としては、デジタル・ネットワークの発達に対応した著作権法制度の基盤整備が、引き続き重要な課題だと考えております。

中でも、著作権法における各権利制限規定については、日々刻々と変化する技術の発展に合わせて、環境変化に柔軟に対応できるような規定のあり方の検討や、規定の見直しに向けた不断の取組みを継続していただきたいと考えております。

特に、教育の情報化への対応や、福祉的観点からの対応、ビッグデータの検索・分析サービスの発展に伴う対応等については、現時点においても、立法事実に基づいた検討が可能だと考えておりますので、審議会等での継続的な検討をお願い致します。

また、前年度の文化審議会著作権分科会小委員会において、ロッカー型クラウドサービスにおける利用主体の問題について一定の整理がなされたことは評価いたしますが、そもそも、このような議論の背景にある事業者の懸念は、デジタル・ネットワーク環境下における複製主体性の判断枠組みが、司法の場における個別的な事実認定の問題にとどまっていることに由来しています。したがって、良質なサービスを提供する事業者が、不意打ち的に侵害主体とされる可能性を排除できる程度の明確な枠組みを立法により設ける、ということについても、権利制限規定の見直しと平行して、ご検討いただければ幸いです。

続いて、文化の発展を支える、という見地から、創作のインセンティブを促進するための方策は、積極的に検討されるべきと考えます。ただし、制度設計を行うにあたっては、

現行の私的録音録画補償金等の仕組み等、既存の制度を所与の前提とすべきではなく、利用許諾が必要な著作物のライセンスを円滑に行い、著作物の利用実績に応じた的確、かつ効率的な利益配分がなされる仕組みを作ることを通じて、著作権者が適切な対価を得られるようにすることをまず目指すべきであり、そのために必要な権利情報の集約や、契約を円滑に行うための幅広い分野の著作物に関する集中管理方式の導入等、環境整備を優先して進めることが有意義ではないか、と考えております。

Ⅲ. その他、当協会が課題として認識している事項について

(1) 職務発明制度の改訂推進について

職務発明制度の抜本的見直しについて、これまでの関係各位のご尽力により、審議会での議論が終了して閣議決定頂き、研究者へのインセンティブ付与と産業界の競争力強化という観点に配慮された法案提出に至った点、厚くお礼を申し上げます。

職務発明制度の改訂は次項の営業秘密保護強化に係る不正競争防止法の改正とともに、日本企業の競争力強化に大きく寄与するものと信ずるところであり、引き続き、関係各省庁の迅速なる法案成立に向けた対応を宜しくお願い申し上げます。

さて、今回の改正法案が成立しますと、次にインセンティブ決定手続きのためのガイドライン策定（経済産業大臣の指針策定）が控えております。このガイドラインの内容は、企業にとっての予見可能性と手続き負担に関係する極めて重要な部分です。研究者や実務に精通した有識者の意見を尊重したうえ、中小企業や大学等でも容易に実行可能で、平易に理解できる内容となるようお願い致します。また、ガイドライン制定後、法律施行までの期間は大変限られた期間になることが予想されます。迅速なガイドラインの策定、その後の徹底した周知に努めていただけますよう、お願い致します。

法律改正の後も、産官学の特許出願をしている関係方面に、特に中小企業に対しては、発明振興・イノベーション促進の視点で、職務発明に関連する勤務規則等の制定のために、ガイドラインに続く事例集などを整備のうえ、普及活動をしていただけるようお願い致します。

弊協会では、事業の実施に関連する職務発明は、原則すべての法人等が法人帰属として運用していくことが、取引の安定性・安全性から好ましいと考えております。今回の改正法を、適切に運用することにより、帰属の脆弱性に関する問題は解決し、発明者へのインセンティブが図られ、ひいては、競争力強化に繋がるものと考えます。

引き続き、迅速な法案成立、改正法の的確な運用・定着のために、どうぞよろしくようお願い致します。

(2) 営業秘密保護強化推進について

2014年度より、営業秘密保護強化に対して新たな審議会の迅速な立ち上げ、ハイレベル

の官民フォーラムの立ち上げを頂くとともに、早速、不正競争防止法の改正案について閣議決定頂き国会審議を開始されるという点には感謝申し上げます。

法改正に当たっては、職務発明制度と同様に関係各省庁のご理解、ご協力の下、迅速にまた確実に法案成立になるよう、ご対応の程、宜しくお願い申し上げます。

また、法改正とともに検討された営業秘密管理指針の改定も感謝申し上げます。今後は、司法の場でこの指針も適正に活用していただけるようお願い致したく、関係省庁のご理解、ご協力の程、よろしく申し上げます。

さらに、営業秘密管理マニュアルの策定および官民フォーラム（実務者会合）の開催に向けて、官民の意見交換を通じて着実に推進していただくことを期待しています。

本年1月28日に関係各省庁と、当協会を含む各産業団体の経営者層による保護強化に向けたハイレベルの官民フォーラムを企画していただき、決意表明をしていただきましたが、こうした取組みも如何に日本国国家が本件課題を重要視しているかという点を産業界の企業経営層に対して浸透させる重要な会議であると認識しております。

ハイレベルの官民会議も一過性でなく本年度も適切な時期に適宜計画ご検討頂きたく、よろしく願いいたします。

民間企業としては、法改正による漏洩抑止力の向上を期待しつつ、過去の主な漏洩事件の犯人が元従業員であることを重く受け止めて、経営層自身のリーダーシップの下での全社的な対策の推進を進める所存です。

更に、当協会としても本年度も継続して会員企業に対して営業秘密保護強化に向けた研修の提供や、7月には関係省庁や他団体と共催でのシンポジウムなどを開催することを計画しており、こうした場での実務レベルでの啓蒙への人的、資金的支援についても関連省庁の、ご理解とご協力、ご支援の程、よろしく願いいたします。

尚、今回の法改正に織り込まれていない準拠法・国際裁判管轄の整理等につきましては、引き続き議論を進めることを希望します。また、証拠収集手続は非常に重要かつ機微な論点であり、推定規定の導入以上に、業界あるいは企業ごとに異なる意見を持っているところなので、これまで以上に、産業界の意見を丁寧に聴取頂き議論を進めて頂きたく存じます。

最後に、営業秘密の防衛において、先使用権に係る議論も必要ではないかと考えています。使いやすい制度設計を目指して、通常実施権の範囲、立証項目、国際制度のハーモナイズ等について、議論頂けることを期待しています。

（3）地方における中小・中堅企業の活性化策について

4月28日開催の検証・評価・企画委員会（第12回:産業財産分野）においては、地方中

小・中堅企業の活性化のために、地方に於ける知財活用の推進を中心に議論されております。しかしこれに留まらずに、我が国の産業界全体の国内外での事業競争力を一層強化するためには、地方の強みを活かしたビジネス創出、ベンチャー起業への助成金、奨励支援を厚くしたりすることは勿論のこと、更に、地方に所在し優秀な技術及び技術開発力を有する中堅企業・中小企業に対し、知的財産の全方位から手厚く支援し、国内外での知的財産活動が盛り上がるような地方活性化に向けた政策を推進も重要であると考えます。

尚、人的育成に向けた知的財産支援策として次のような施策も有効であると考えられるものであります。

① 企業の視点に立脚した知的財産マネジメントの支援強化

中小企業において最も重要なことは、経営戦略に知的財産活動を組み込むことであり、この種の支援・助言は、企業での知財活動経験者による場合が効果的かつ効率的でありますことから、例えば、全国に所在する大手企業の知財 OB の支援組織体を形成し、任命された知財 OB により、企業の視点に立脚して、中小企業の知的財産活動を支援・助言するような仕組み造りを提案いたします。

この場合、INPIT・発明協会の知財相談窓口は、広く全中小企業の相談窓口機能を担い、前記新たな支援組織体は、特定中小企業に対し訪問による中小企業の知財管理体制の調査と指導、無料招聘による教育、などプロアクティブな支援機能を担うような機能分担案であります。

② 小企業による知財観点での交流機会の拡張

一社のみにより全方位の知的財産マネジメントを企画・立案するにはかなりの難しさをとまいます。中小経営層の独りよがりの戦略や、特定の専門家のみによる独りよがりの指導には知財において無駄が生じたり、秘密の技術情報漏えいなどの問題も発生したりしかねません。やはり、専門家を交えたうえで同じスタンスの同業・異業種の中小企業が集まり、種々の観点から情報交換・意見交換・人材交流するような機会を国が提供することが重要であります。

例えば、当協会では、広島県発明協会とのコラボレーションにより、中国・四国・九州地区協議会を運営し、地域の会員企業に前記の機会を提供しております。このような機会を発展的に拡張し、地方の中小企業の多くに浸透するような仕組み造りは有益なものと考えます。

③ 知財実務研修会の地方開催の充実化

国内外の知的財産を巡る法律、制度、運用実態は、目まぐるしく変化しつつあります。その情報をキャッチアップして企業実務に組み込むことが重要であり、そのためには、

情報を実務に転換できる能力を常々養成しておかねばなりません。

地方でも知財研修はなされておりますが、企業実務に特化した地方研修の頻度を高めるため、例えば、地方の発明協会と企業知財 OB がタイアップして、地方の中小企業の多くが参加しやすい実務研修の仕組み造りは有用であると考えます。

(4) 諸外国との経済連携交渉に関して

推進計画 2014 では、経済連携交渉は模倣品・海賊版対策の一つとしてのみ位置付けられており、取り扱いが小さいと考えられます。

マルチ／プルリ／バイの各経済協定交渉は、模倣品、海賊版対策の観点からは勿論のこと、日本企業の対外投資を活性化するための基礎としての知的財産保護制度について、一定の規律を各国で実現していくために重要な意味があります。例えば営業秘密の保護では、国際調和のレベルは TRIPs 協定で義務化された規律レベルに過ぎず、わが国産業界がグローバルに事業を展開していくに当たり、一段高いレベルに規律を引き上げていくことが望ましいものです。政府には、国益に資するよう産業界の意見を踏まえ、引き続き主導的に協定締結に向け各国への働きかけと粘り強い交渉をして頂きたいと考えます。

他の交渉項目とのバスター等の理由によって、従前のわが国法制度のもとで確保されている権利者と利用者の保護のバランスを実質的に崩すような制度改正を要する合意を迫られる場合には、慎重な対応をお願いしたいと考えます。

【参考：知財推進計画 2014 における記述】

『第 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

2. 模倣品・海賊版対策

(1) 現状と課題

昨年 7 月に正式に参加した環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉を始めとして、現在進められている日中韓自由貿易協定交渉や東アジア地域包括的経済連携協定交渉等の多国間協定交渉や、様々な国々との二国間経済連携協定交渉において、模倣品・海賊版対策を始めとして、知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保は重要な事項として取り扱われている。こうした交渉と並行して、ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) の早期発効に向けても、各国への働き掛けを継続していく必要がある。

(2) 今後取り組むべき施策

(通商関連協定の活用)

・ 自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) などの二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、TPP 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) (外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)』

(5) 知財人材の育成について

①知財人材育成については、従前からお願いしていますが、以下のように考えておりま

すので、よろしくお願いいたします。

人材育成は地道に且つ明確な目標をもって行うべきものであり、一朝一夕には効果が得られるものではないと思料いたします。現在、民間・既存機関で実施されている人材育成については継続的にこれらの育成機関の主体性に任せ、民間・既存機関では対応不可である中小企業や裾野（小中高大学）の人材育成については、大学を含む国・（独）工業所有権情報・研修館、地方公共団体において積極的に推進できるように資金支援などの支援策を十分検討してご対応いただきたいと思います。なお、前述しましたように、当協会における人材育成の既存ノウハウを提供し、これら当協会の会員外の中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用されることについて、今後とも当協会としても協力を惜しみません。

② グローバル知財人材の育成について

世界で活躍できる知財人材は、単に語学力だけの問題ではなく、各国・地域の知的財産制度を理解したうえで、そのエリアの文化、思想、人間性などの地域特異性を把握し尊重するという国際感覚を醸成しつつ、洞察力をもって日本の知財人として適切な意見発信ができる人材であることが大切であろうと考えます。また、日本企業にとっては、各企業が各国の制度の下でグローバルにビジネスをするにあたり、各国の知財制度、運用知識を知った上で、自己の知財、或いは、他者の知財に対して自己ビジネスに適切に応用や渉外の対応ができ、これを持って適切に知財のマネジメントを実行するような人材であると考えます。

こうした人材を育成するためには、海外の著名知財法曹人、著名学者、経営者やビジネス学者などを招聘、或いは、直接出向いての教育などが有益であり、これらに対して国が資金支援、情報提供支援、海外における係争情報の情報収集と研究分析支援、海外への知財教育の派遣支援などを行うというような多数の支援策が存在するものと思料します

③ 中小・ベンチャー企業への知財人材の育成について

地域の中小・ベンチャー企業への対応については、前述の（３）項「地方における中小・中堅企業の活性化について」に記載した通りですが、大企業の範疇に入らず、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層（中規模層）も支援して頂くように期待いたします。

④ 知財啓蒙について

海外展開に限らず、中小企業を支える金融機関なども含めた中長期的な知財啓蒙の取り組みは重要であると考えます。問題が起きてからでは費用や時間が増大する傾向があり、実質的な損害回復を困難にするという指摘は経験にも一致しているところであることから、予防的な取り組みが非常に重要である点に配慮いただきたい。

何より、啓発すべきは中小企業の経営者自体であり、知財の認識を深めて、問題が起きてからでは手遅れになることを十分に理解していただく必要があります。知財の存在によってビジネス展開に影響を受けた事例、自社の知財の存在によって経営難を乗り越えた事例などを収集し紹介して、中小企業の経営者の知財の認識を深める方策を展開してゆくことが大切であると考えます。

以 上

連絡先

一般社団法人 日本知的財産協会

事務局長 西尾信彦

電 話: (03)5205-3432

E-Mail: nishio@jipa.or.jp